

香芝市監査委員条例及び香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月18日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第2号

香芝市監査委員条例及び香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市監査委員条例の一部改正)

第1条 香芝市監査委員条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香芝市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。